

若しくは第登録令第八条第一項第六号 四号

附則 この省令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附則（昭和三十五年三月三十一日法務省令第一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則（昭和三十九年三月三十一日法務省令第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（弁済期の定め等の朱抹）
第五条 この省令の施行の際先取特権、質権もしくは抵当権又は企業担保権に関する登記に弁済期の定めもしくは利息の支払時期の定め又は償還もしくは支払の方法の記載があるときは、登記官は、その記載を朱抹しなければならぬ。ただし、抵当証券の発行の定められている抵当権については、この限りでない。

附則（昭和四十二年七月二十九日法務省令第四〇号）
この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。

附則（昭和四十七年三月二十五日法務省令第一六号）
この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則（昭和四十七年二月二日法務省令第七九号）
この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則（昭和五十二年九月三日法務省令第五四号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

附則（平成元年四月二八日法務省令第一五号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成元年五月一日から施行する。

附則（平成一十七年二月二八日法務省令第三一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成一十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一十七年四月二〇日法務省令第六三号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の企業担保登記規則、不動産等の管轄登記所の指定に関する省令、独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手續に関する省令、工場抵当登記規則、立木登記規則、船舶登記規則、農業用不動産抵当登記規則、建設機械登記規則並びに不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令の規定は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の施行の日（平成十七年三月七日）から適用する。

附則（平成一十八年二月九日法務省令第一五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、会社法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一八年三月二二日法務省令第二八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、会社法（平成一十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年七月二二日法務省令第四六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十年七月二十二日から施行する。

附則（平成二三年三月二五日法務省令第五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中不動産登記規則第六十四条、第六十九条、第八十一条第二項、第八十二条、第八十二条の二及び別記第六号の改正規定、第八十二条の規定、第九号の規定、第十号中船舶登記規則第四十九条の改正規定（同令第九十五条を削る改正規定を除く）、第十号中農業用不動産登記規則第四十条の改正規定（同令第九十五条を削る改正規定を除く）、第十二号の規定並びに第十四号の規定。平成二十三年六月二十七日

附則（平成二七年九月二八日法務省令第四三号）抄
（施行期日）
1 この省令は、不動産登記令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二七年十一月二日）から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にされた登記、筆界特定、抵当証券交付、抵当証券の記載の変更及び鈎書賠償の登録の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第三十七条の二及び第四十四条第二項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）並びに第二百九条の規定、第二条の規定による改正後の抵当証券法施行細則第二十二条（同令第五十三条において準用する場合を含む。）の規定、第三条の規定による改正後の鈎書賠償登録規則第二十条の規定、第四条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第五条の規定による改正後の船舶登記規則第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和二年三月三〇日法務省令第八号）
（施行期日）
1 この省令は、令和二年三月三十日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にされた登記、筆界特定及び鈎書賠償の登録の申請並びに登記識別情報に関する申出及び請求については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十五条、第六十五号及び第六十八号（これらの規定をこの省令及び他の法令において準用する場合を含む。）並びに第二百九条の規定並びに第二条の規定による改正後の鈎書賠償登録規則第二十条の規定並びに第三条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第四条の規定による改正後の船舶登記規則第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和五年三月二〇日法務省令第六号）抄
（施行期日）
1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附則（令和五年三月二〇日法務省令第六号）抄
（施行期日）
1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。